

取締役会の実効性評価について

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社は、持続的な企業価値の向上及びそれを支える経営管理体制の確立を目的として、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。

その一環として、取締役会の実効性向上に向けた課題を明らかにし、改善を図ることを目的として2019年度より取締役会の実効性に関する自己評価を行っております。

2021年度においても、下記のとおり実施いたしました。

1. 評価プロセスについて

取締役会の実効性等に関するアンケート用紙を、取締役会メンバーである全取締役に配布し、回答を得ました。回答結果に基づき、取締役会において、取締役会の実効性に関する分析および自己評価をおこないました。

- ① 対象：全取締役・監査役(13名)
- ② 回答方法：記名方式
- ③ 主な評価項目（コーポレートガバナンス・コードに基づき策定）
 - A) 取締役会の構成について
→取締役会における役割・貢献・実効性など
 - B) 取締役会の運営について
→議論の活発性、議案の範囲や分量など
 - C) 取締役会の議案について
→経営戦略についての議論の十分性/リスクテイクなど
→改定CGコードに対応した議論
 - D) 取締役会を支える体制について
→役員間のコミュニケーション/情報の十分性/内部監査部門の役割など

④ 結果の集計

取締役会運営により集計結果を取締役に提出したうえで、取締役会において、分析及び自己評価を実施いたしました。

2. 取締役会の実効性に関する評価の結果（概要）

評価の結果、取締役会の構成、役割、運営状況、議案・情報提供・体制の面において、当社の取締役会の実効性は確保されていることを確認いたしました。他の会社の社外役員を兼任する役員を含め、回答全体を通してネガティブな評価が少なく、総じて高い評価となっております。

なお、昨年課題とした3点（①議案検討時間の確保、②報酬・指名委員会の設置準備、③ダイバシティ推進への議論）に関しましては、次の通りの評価となりました。

- ①資料の早期配布は改善が見られたものの、更なる早期化を求める声があり、ペーパーレス会議システムの導入などにより、時間の確保に繋げることとする。
- ②2021年12月に経営諮問委員会を設置し、適切な運用によりガバナンス強化につなげて行くこととする。
- ③コーポレートガバナンス・コードに基づく開示等に対応できているが、体制作りの継続が必要との評価となりました。

また、中長期的な視点において、コーポレートガバナンス・コードのプライム市場向け各原則への対応がガバナンス体制の一層の強化につながることを認識し、今後も継続した議論を行ってまいります。

3. 今後の課題への対応

今後とも毎年の評価を行うとともに、抽出された課題について、改善を行うことにより取締役会の実効性の維持・向上に取り組んでまいります。今回の結果を踏まえ、更なる踏み込んだ評価項目を増やすことにより、取締役会における課題抽出を精度あげて行いたく存じます。

また、今回の評価により、下記の通り取締役会運営の充実と見直しを行ってまいります。

- ①議案検討時間の確保
→さらなる資料の早期共有とサマリー資料の検討
- ②経営諮問委員会の実効性の向上
→経営課題の決定の透明性向上/役員構成や後継者計画に対する審議の実施
- ③ダイバシティ推進体制への構築
→女性役員/多様性ある管理職登用への環境整備

これらの施策や議論を通じ、取締役会運営の実効性を向上させるとともに、ガバナンスの透明性向上に一層努めてまいります。

以上